

登校・登園・登室許可証について

日頃より足立区の教育・保育行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

学校・園生活において、人から人にうつる感染症は注意が必要です。足立区では、感染症にかかった後、登校・登園・登室を再開する際に、足立区医師会と足立区教育委員会で定めた、別添の「登校・登園・登室許可証」「登校・登園・登室届」を提出することとしています。

なお、「登校・登園・登室許可証」「登校・登園・登室届」は、足立区立小中学校、就学前教育・保育施設、学童保育室共通様式です。また、医師記入の「登校・登園・登室許可証」に係る文書料は、足立区医師会のご承認、ご協力により、足立区医師会会員の医療機関では、無料となっています。

1 「登校・登園・登室許可証」について

医師記入の「登校・登園・登室許可証」は、医療機関に保護者が持参することが基本です。

「登校・登園・登室許可証」は、区立小中学校、就学前教育・保育施設、学童保育室で受け取ることができるほか、足立区ホームページからダウンロードすることが可能です。

【足立区ホームページからのダウンロード方法】

- ① トップページ「メニュー」→「区政情報」→「申請書ダウンロード」
→「子育て」→「登校・登園・登室許可証」のページへアクセス
- ② 右記のQRコードより「登校・登園・登室許可証」のページへアクセス



【参考】

<医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症>

麻疹（はしか）、風しん（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳、結核、アデノウイルス感染症、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、髄膜炎菌性髄膜炎、インフルエンザ（※）新型コロナウイルス感染症（※）

※ 保護者記入の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の提出も認めています。

<医師から診断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症>

溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症、マイコプラズマ肺炎（感染症）

※ 上記の疾患以外でも、必要に応じて保護者記入の「登校・登園・登室届」の提出をお願いする場合があります。

2 問い合わせ先

【区立小中学校】 学校運営部 学務課 学校保健係 TEL：03-3880-5971（直通）

【就学前教育・保育施設】 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課 保健衛生担当

TEL：03-3880-5395（直通）